



代沢あんすこ

2023年度
第4号

認知症について 考えよう！



認知症とは脳の働きが少しずつ低下し、日々の暮らしがうまく送れなくなっていく状態です。環境や暮らし方によって状態が大きく変化しやすい特徴があります。

世田谷区では認知症本人の意見を取り入れた「認知症とともに生きる希望条例」が施行されています。

認知症に対する古いイメージを希望ある新しいイメージに変えることで、お互いを尊重しあえる良い関係性を築くことができます。

(古いイメージ)
本人はわからない
できない



(新しいイメージ)
本人なりの思いがある
自分が決める

世田谷区認知症と ともに生きる希望条例

条例では4つの視点を大切にしています

- ①いままでの認知症の考え方を变える。
- ②みんながこの先の「そなえ」をする。
- ③ひとりひとりが希望を大切にしたい、ともに暮らすパートナーとして支えあう。
- ④認知症とともに今を生きる本人の希望とあたりまえに暮らせること（権利・人権）をいちばん大切に。

代沢あんすこでは、 認知症に関する様々な事業を行っています



認知症初期集中支援 チーム事業

認知症の方(疑いを含む)を対象に専門職が定期的
に訪問し集中的に支援を
行います。

もの忘れチェック 相談会

もの忘れが多くなったと
感じている方や、そのご
家族を対象に医師が個別
にお話を伺います。

アクション講座

(世田谷版認知症サポーター養成講座)

認知症について学び、
だれもが自分らしく暮ら
し続けられる地域づくり
について考える講座です。

代沢せせらぎ会

認知症の方の介護者がお
互いの悩みなどを自由に
共有する場です。



もの忘れ相談は
あんすこへ！

代沢あんしんすこやかセンターでは、
認知症かもしれないとお悩みの方や、
そのご家族の相談を受けつけています。
ぜひお気軽にご相談ください！



あけましておめでとうございます
 旧年中は皆様に大変お世話になりました。
 本年もより一層精進してまいります
 何卒よろしくお願い申し上げます。



令和6年1月1日 職員一同

こんなお悩みございませんか？

認知症で契約手続き
 に不安がある・・・

不動産の管理
 や処分が大変

預金や財産の
 管理が心配

子どもに迷惑を
 かけたくない



成年後見制度とは？

成年後見制度とは、認知症や精神障害などによって判断能力が不十分になり
 ひとりでは契約や財産の管理が難しくなった方を法的に支援する制度です。

任意後見制度

判断能力が不十分になる前に、将来
 に備えておく制度。あらかじめ**自分が
 選んだ人**と、将来支援してほしいこと
 について契約。ひとりで判断や契約が
 できなくなった時点で、家庭裁判所に
 申し立て、開始されます。

法定後見制度

本人の判断能力が不十分になってから
 利用する制度。後見人は**家庭裁判所の
 審判によって選定**されます。
 「後見」「補佐」「補助」の3つの類型が
 あり、本人の判断能力の状態により後
 見人に与えられる権限がかわります。



あんしんすこやかセンターでは、必要に応じて世田谷区成年後見センター
 等の関係機関を紹介しています。まずは、お気軽にご相談ください。

代沢あんしんすこやかセンター 03-5432-0533

世田谷区成年後見センター 03-6411-3950

あんしんすこやかセンターは世田谷区から委託
 された身近な福祉の相談窓口です。秘密は厳守
 します。安心してご相談ください。

窓口開設時間
 午前8時30分～午後5時
 (日曜・祝日・12/29～1/3を除く)



発行：代沢あんしんすこやかセンター
 (地域包括支援センター)

住所：代沢5-1-15

代沢まちづくりセンター内
 03-5432-0533



ホームページ
 やっています！



代沢あんすこ

検索

